

〈史料紹介〉

## 『大内氏掟書（大内壁書）』の伝本六種

『大内氏掟書（大内壁書）』は、守護大名大内氏が随時発布した法令を編集したものであり、その法制について最もまとまった知識を得ることのできる史料である。佐藤進一・池内義資・百瀬今朝雄編『中世法制史料集』第三卷・武家家法Ⅰ（一九六五年、岩波書店）所収。条文が活字化されたうえ年代順に配列されて読みやすくなっている。その翻刻の際、表Aに掲げたように一〇種の伝本を用いて対校が行われている。

『大内氏掟書（大内壁書）』の伝本六種（平瀬）

平瀬直樹

『中世法制史料集』所収の解題<sup>①</sup>によれば、それらの伝本は、表Cのように大きく四つの系統に分けることができるという。系統ごとに条文の種類や配列の仕方が異なっており、『大内氏掟書』の成立過程が決して単純ではなかったことがわかる。

また、表A・Bに見えるように、表題も諸伝本の間で一定していない。世良本などのように外題と内題で異なる場合もある。よく知られている「大内壁書」という表

表A 『大内氏掟書（大内壁書）』の伝本六種（平瀬）  
『中世法制史料集』で紹介された伝本一〇種

略称	表題	諸特徴	数冊	丁墨付	数条	書前	架蔵先
1 内閣文庫本	外題 大内家法	首闕、終り二丁に「舟岡山合戦事」	1	1	30	88	国立国会図書館支部内閣文庫
2 群書類従本	外題 大内家壁書	版本首闕、奥書あり	1	—	—	88	—
3 書陵部本	内題 大内義隆朝臣家壁書 首闕	首闕	1	29	—	88	宮内庁書陵部（松岡文庫旧蔵本）
4 前田家本	外題 書札礼事	—	1	37	95	有	前田家尊経閣文庫
5 毛利文庫本	(文書館架蔵 表B参照)	(文書館架蔵 表B参照)	—	—	—	—	毛利文庫（山口県立山口図書館寄託）
6 永田本	(文書館架蔵 表B参照)	(文書館架蔵 表B参照)	—	—	—	—	山口県立山口図書館
7 多賀本	(文書館架蔵 表B参照)	(文書館架蔵 表B参照)	—	—	—	—	山口県立山口図書館
8 世良本	外題 大内殿掟別札類全 内題 大内家掟書	奥書あり 書状写しあり	1	1	38	144	宮内庁書陵部（松岡文庫旧蔵本）
9 松田本	外題 大内殿掟書 内題 大内家掟書	書状写しあり	1	104(紙)	139	有	神奈川県藤沢市松田愛三郎
10 布施本	(文書館架蔵 表B参照)	(文書館架蔵 表B参照)	—	—	—	—	毛利文庫（山口県立山口図書館寄託）

表B 山口県文書館架蔵の伝本六種

番順	略称	表題	数冊	丁墨付	数条	書前	(法量) cm	架蔵番号
1	毛利文庫本	外表紙 大内家諸掟留書 内表紙 (外表紙に同じ)	1	40	97	有	23.8 × 16.5	毛利家文庫 27諸家 4
2	永田本	外表紙 大内家掟書全 内表紙 大内家諸掟留書	1	71	147	有	23.3 × 16.7	近藤文庫の98(15)
3	多賀本 <sup>㊟</sup>	外表紙 大内殿掟制札類 烏田家本 外表紙 大内殿掟制札類全 内表紙 大内殿掟制札類 内題 大内家掟書 <small>永享文明長亨 延徳明応此外有之全 右年中略有之</small>	1	38	144	有	25.4 × 18.9	多賀社文庫 181
4	近藤本	外表紙 大内殿掟制札類 内表紙 (多賀本内表紙に同じ) 内題 大内家掟書	1	30	55	有	23.7 × 16.4	一般郷土史料 432
5	布施本	外表紙 大内壁書 内表紙 大内壁書 布施蔵書之写	1	28	37	無	23.0 × 16.6	毛利家文庫 27諸家 3
6	行海本	外表紙 多々良氏家法全	1	26	36	無	29.2 × 21.0	多賀社文庫 179

表C 『中世法制史料集』に紹介された伝本一〇種の系統分類

系 統	伝 本
A 内閣文庫本系	内閣文庫本、群書類従本、書陵部本
B 前田本系	前田本、毛利文庫本
C 永田本系	永田本、多賀本、世良本、松田本
D 布施本系	布施本

表D 文書館架蔵伝本六種を中心とした系統分類

系 統	館 蔵 の 伝 本 六 種	他 の 伝 本
A 内閣文庫本系		内閣文庫本、群書類従本、書陵部本
B 前田本系	毛利文庫本	前田本
C 永田本系	永田本、多賀本、（近藤本）	長府本、世良本、松田本
D 布施本系	布施本、行海本	

題はむしろ小数派であり、特定の呼称に一般化させることには無用がある。

さて、表Aに掲げた伝本のうち、山口県立山口図書館架蔵の四種類は、現在山口県文書館に移管されている。

このほか文書館には『中世法制史料集』で紹介されていない二種類の伝本がある。ここで文書館架蔵の伝本計六種をまとめると表Bのようになる。

そこで、これらをさらに活用するため、各伝本の特徴を簡略にまとめよう。『中世法制史料集』所収の条文に該当する箇所をより早く開くための索引を試作した。

### 一 館蔵伝本六種の特徴

『中世法制史料集』所収の解題に導かれながら館蔵伝本六種の特徴を以下にまとめる。

まず、表Cに掲げた系統ごとの特徴をまとめておきたい。AB両系統は比較的近く、いずれも長祿三（一四五

『大内氏掟書（大内壁書）』の伝本六種（平瀬）

九）年から明応四（一四九五）年までの法令を年代順に配列しており、その成立は、大内氏健在の時期で、明応四年をさして下らぬ時期であるという。特にB系統の方が原形、もしくはそれに近い形であるという。C系統はAB両系統よりはるかに遅れて大内氏滅亡後に成立し、D系統は、C系統よりさらに遅れ、他の系統と全く無関係にできたという。実際、D系統には他の伝本が載せていない遅い時期の条文<sup>③</sup>がまとまって収められている。

次に、各伝本の特徴をまとめておきたい。

#### ① 毛利文庫本

前田家本より二カ条多く九七カ条あるが、同系統の配列。前書も同じ。書写年代は記されていないが、筆者には近世中期頃の筆に見える。

また、奥書には異筆で次のように記されている。

「稿本奥書曰 弘

右大内家壁書、以弘文院本校合」

「右く校合」とある記述は、塙保己一が編纂した群書

類従本の奥書にもあることから、「塙本」とは群書類従本のことを指す。本文には朱筆の書き込みがあり、群書類従本を用いて字句の校訂が施されている。

## ② 永田本

永田瀬兵衛政純ながたせへいゑまさみよの旧蔵本。蔵書印が押され、本文および丹朱筆の校合部分は本人の筆であろうという。さらに、明治時代の郷土史家近藤清石こんどうきよいしが、『大内氏実録土台』（全二〇巻）の第一五巻に原本のまま収め、後掲の多賀本を用いて朱書で対校し、奥書を付している。

墨付七一丁のうち六〇丁までが掟書の条文で、残りの一一丁には大内氏当主などによる書状類計二八通が月日順に配列されている。また、収録条数一四七カ条のうち八九条までは長祿―延徳年間（一四五七―一四九二）の条文がほぼ年代順に配列されているが、九〇条以下は年次が錯乱しているという。

この本の書写年代は、永田瀬兵衛が活躍していた一七〇〇年代の前半であると考えられる。彼は『閩閩録』

や『新裁軍記』を編纂しており、この永田本が長州藩の修史事業のために書写されたことは想像に難くない。

## ③ 多賀本

山口市多賀神社大宮司高橋氏の旧蔵本であり、三〇丁表に群書類従本の奥書が朱筆で転写され、巻末奥書に、時の多賀大宮司が、寛政一一（一七九九）年に烏田智端くろたけという人の蔵本を書写したことが記されている。

墨付三八丁のうち三〇丁までが掟書の条文、同丁から三八丁までに永田本と同様に書状類の写しがある。

この本が永田本より三カ条少ない点を別にすれば、条文の種類および配列、書状類の写しがある点から見て、両者はほぼ同系統と見なすことができる。

## ④ 布施本

四八カ条から成るが、うち一カ条は掟書と呼び難い文書の写しであり、掟書部分は三七カ条である。巻末にも法令とは無関係な書状の断片が記されている。

条文の種類はAB両系統とは全く一致せず、C系統と

はわずかに三カ条が共通するだけで、残りは文亀―享祿（一五〇一―一五三二）という遅い時期の法令であり、年次の順序なく配列されている。

奥書はなく、書写年代を窺う記述としては内題の

「布施蔵書之写」<sup>⑤</sup>があるのみである。筆者には近世中期頃、毛利文庫本と近い時期の筆に見える。

次に、『中世法制史料集』で紹介されなかった文書館架蔵の二種類の伝本について紹介してきた。

## ⑤ 近藤本

奥書には、多賀本の奥書の引用に続けて、

「右多賀文庫本与塙本比較多、於塙本数条今撮、以拔抄为一卷、于時

文久三年癸亥十二月十七日 近藤暲

とある。この記述から「近藤」（近藤清石と思われる）という人物が、文久三（一八六三）年に多賀本と群書類従本とを対校して抜粋本を作ったことがわかる。これにより略称を仮に近藤本とする。

条数は少なくなっているが、すべて多賀本にある条文で、群書類従本と共通する条文は六カ条しかない。巻末には多賀本と同様の書状類の写しが載せられており、一応C永田本系に分類しておきたい。

## ⑥ 行海本

布施本と同じく掟書とは呼び難い文書の写しを条文の間に挟んでいる。しかし、行海本には、布施本にある享祿二（一五二九）年「段銭以下公用条々」全五カ条のうち一カ条が欠けている。また、その巻末には、大内義興書状二通⑥と天文一一（一五四二）年三月二一日付制札の計三通が写されている。これらの相違点を別にすれば、布施本と行海本は同系統と見なすことができる。なお、この享祿二年条は『大内氏掟書』の法令のうち最も時期の遅いものであるが、天文一一年の制札はそれよりさらに一三年も時代が下がる。

奥書には次のような記述がある。

「這箇之一冊、沙弥了性所持本、恩借書写申付訖

延宝八年庚申歴仲春上院権僧正行海

興隆藏

興書から書写年代は延宝八（一六八〇）年であることがわかる。書写した人名から略称を仮に行海本とする。「興隆」というのは、もと大内氏の氏寺であった氷上山興隆寺のことである。大内氏の滅亡後はさびれていたが、ちょうどこの頃行海<sup>⑦</sup>という寺僧が中興の祖となつて復興に取り組んでいた。

以上六本のうち、内容上からは①の毛利家文庫本が最も『大内氏掟書』の原形に近い系統に属するが、書写年代については、限定が可能なものに限ると、⑥の行海本が最も古く（一六八〇年）、②の永田本がこれに続く（一七〇〇年代の前半）。

さて、当館蔵のものではないが、ほかにも山口県内に『中世法制史料集』で紹介されていない伝本があるので、あわせて紹介しておきたい。

● 長府本

現在下関市立長府博物館に所蔵されている。すでに東大史料編纂所によって簡単な調査報告<sup>⑧</sup>がなされており、これによれば、同博物館が美祢の河野氏から寄贈を受けたものであるという。特に長府と関係があるわけではないが、略称を仮に長府本とする。筆者も実物を調査する機会を得、その所見は次のとおりである。

法量は一五・一×二一・九cm。綴葉装で墨付七三丁ある。表紙には「前々御法度以下／御判物并奉書同壁書等案文」という題箋が貼られている。表紙見返しには「就御分國中御定法儀、前々之御法度以下、御判物并奉書同壁書等案文記之、求出次第二記置之条、年月日前後相違在之」という永田本と同様の前書がある。本文第一条の前にも「前々御法度記之条々」という前書がある。

料紙は二枚の紙が貼り合わされたもので適度な厚みがある。所々に朱筆が入られ対校が施されている。前書の文章、条文の種類および配列、そして巻末に書

状の写しがあることから判断して、C永田本系に分類することができる<sup>⑩</sup>。

ここで、近藤本および行海本、さらに長府本を表Cの系統に当てはめると表Dのようになる。

## 二 館蔵伝本六種の条文の検索

『中世法制史料集』に掲載されている条文が、どの伝

本のどの部分に載っているのかを容易に検索するために表E「館蔵伝本文索引」を作成した。

文書館ではこれらをマイクロフィルムに複写し、紙焼きを製本している。表Eにはそのコマ番号を掲げ、百の桁の1〜6で伝本の種類を表した。この索引を使えば、見たい条文を写真帳で簡単に検索することができる。原本で条文を見たい場合も、写真帳で見当を付けることができる。

注① 多賀社側で付けた外表紙の上にさらに外表紙が付いている。また、「烏田家本」という部分は後筆。

- ② 同書四一〇頁から。
- ③ 後掲表E参照。
- ④ 彼の事績については、広田暢久「長州藩編纂事業史」（其の一・二）『山口県文書館研究紀要』第九・一〇号、一九八二・八三）参照。
- ⑤ 布施という人物は現在のところ不詳である。
- ⑥ 布施本の巻末書状断片は、実は最初の一通の冒頭部分。

〔追記〕 長府博物館では主事町田一仁氏のご援助を得たのでお礼申し上げます。

- ⑦ 行海の事績については、『防長寺社由来』第三卷（山口県文書館編集・発行、一九八三）の御堀村興隆寺条参照。
- ⑧ 『東京大学史料編纂所報』第六号（東京大学史料編纂所編集、一九八二年）採訪調査報告26 山口県下史料調査。
- ⑨ ⑧の報告では、筆蹟は近世までは下らないのではないかと判定しているが、筆者には中世の料紙には見えず、しかも近世の中期より以前の筆に見える。
- ⑩ ⑧の報告も同じ見解である。
- ⑪ 文書館では特に掟書原本の閲覧を制限していない。

No.	西暦	年紀	月日	条 文
1	1439	永享11	1219	百姓逃散事
2	1459	長祿03	0522	禁制
3	1460	長祿04	1125	養子事
4	1461	寛正02	0629	従山口於分国中行程日数事
5	1461	寛正02	0708	盗物事
6	1462	寛正03	08晦	狼殺害人科事
7	1462	寛正03	1025	麻布寸尺事
8	1467	応仁01	0402	狩獵禁制
9	1467	応仁01	0520	周防国鯖川渡舟賃事
10	1475	文明07	0410	防州長州寺社領半濟事
11	1475	文明07	1113	興隆寺法度条々
12	1478	文明10	0415	今八幡社頭并御神領事
13	1478	文明10	0620	安芸国西条鏡城法式
14	1478	文明10	1006	徳政訴訟事
15	1481	文明13	0305	奉行人掟条々
16	1481	文明13	1226	椀飯同御節并所々御出事
17	1483	文明15	0309	参宮人仁餞送停止事
18	1483	文明15	0801	兵船渡海関役事
19	1483	文明15	1215	御沙汰決断地不可望申事
20	1484	文明16	0500	金銀両目事
21	1485	文明17	0415	撰銭事
22	1485	文明17	0415	利銭并売買銭事

表E 館蔵伝本条文索引

一連番号	頁	毛利	永田	多賀	近藤	布施	行海
001	035	142	262	333			
002~008	036	103	203	304			
009	037	139	259	332			
010	038	104	204	305			
011~013	042	132	256	330			
014	043	108	208	307			
015	044	109	209	307			
016	044	110	210	308			
017~021	045	110	210	308			
022	046					512	610
023~034	047					514	611
035~039	049	111	211	309			
040~044	050	112	212	309			
045	051	113	213	310			
046~050	052		244	324	413		
051~056	053	114	214	310			
057	055	116	216	311			
058	056	116	215	311			
059	056	116	215	311	404		
060	057	117	216	311			
061	058		247	325	415	527	623
062	058		247	325	415	527	623

No.	西暦	年紀	月日	条	文
23	1485	文明17	0415	就米売買構無道事	
24	1485	文明17	0420	某品代物事	
25	1485	文明17	0420	塗物代物事	
26	1485	文明17	0519	亀童丸馬乗之時供衆事	
27	1485	文明17	1105	諸役人掟事	
28	1485	文明17	1100	奉行所可出仕人数	
29	1485	文明17	1100	従奉行所言上披露使者	
30	1485	文明17	1100	奉行所番帳	
31	1485	文明17	1100	奉行人掟条々	
32	1485	文明17	1100	毎月六日十七日会合次第	
33	1485	文明17	1226	身暇日数事	
34	1486	文明18	0329	評定式日奉行人可参候事	
35	1486	文明18	0401	御相伴衆着座人数事	
36	1486	文明18	0429	禁制条々	
37	1486	文明18	0526	被押置中途土貢事	
38	1486	文明18	0600	諸人郎従受領并任諸司助事	
39	1486	文明18	0706	奉書案文事	
40	1486	文明18	0709	御門役闕番事	
41	1486	文明18	0710	奉公衆他家使者評定衆参候時事	
42	1486	文明18	0802	奉行衆退出時事	
43	1486	文明18	0904	御代々年忌々日事	
44	1486	文明18	1104	他家使者等参上時披露事	

一連番号	頁	毛利	永田	多賀	近藤	布施	行海
063	058		247	325	415	527	623
064	060		249	327	417		
065	060		249	327	417		
066	061		254	329	422		
067~076	062		252	328	419		
077	064		245	325	414		
078	065		245	325	414		
079	065		245	325	414		
080~084	066		251	327	418		
085	067		254	330	422		
086	068	118	217	312			
087	068		222	304	404		
088	069	119	218	312			
089~093	069	119	218	313			
094	070	118	218	312			
095	071	120	219	313			
096	071		221	314	403		
097	072		221	314	403		
098	072		222	314	404		
099	072		222	314	404		
100	073	121	220	313			
101	074	122	221	314			

No.	西暦	年紀	月日	条 文
45	1486	文明18	1104	御出之時供奉衆以下事
46	1486	文明18	1212	在山口衆密々在宅事
47	1487	文明19	0222	關所家事
48	1487	文明19	0329	諸商売船公事免許事
49	1487	文明19	0330	築山掃除事
50	1487	文明19	0420	御出之時供奉衆下人狼藉事
51	1487	文明19	0420	赤間関小倉門司赤坂渡賃事
52	1487	文明19	0420	赤間関渡守事地下人押書
53	1487	文明19	0420	夜中路頭往来禁制
54	1487	文明19	0420	夜廻人数番帳
55	1487	文明19	0720	諸人郎從望申御家人事
56	1487	長享01	0900	鷹餌鼈亀禁制事
57	1487	長享01	0900	蒙御勘気輩事
58	1487	長享01	1110	就御参洛供奉以下事
59	1487	長享01	閏1125	諸人過差事
60	1488	長享02	0120	為兵船所点置之船事
61	1489	長享03	0426	常赦事
62	1489	長享03	0426	殺生禁断事
63	1489	長享03	0500	盜物事
64	1489	長享03	0710	殿中毎月和歌連歌懐紙事
65	1489	長享03	0716	諸人差長刀事
66	1489	長享03	0800	記録所参候事

一連番号	頁	毛利	永田	多賀	近藤	布施	行海
102	074	122	221	314			
103	047		222	315	404		
104	075	122	223	315			
105	075	123	255	330	422		
106	076	141	224	315	405		
107	076	123	255	330			
108~115	077	123	224	316			
116	079	125	226	316			
117~121	080	126	228	317			
122	081		226	317	405		
123	082	127	229	318			
124	082	127	238				
125	083	128	229	318			
126	083	128	229	318			
127	084	129	230	318			
128	084	129	230	318			
129	085	130	231	319			
130	086	131	232	319			
131	087	131	255	330			
132	087		237	322	409		
133	088		237	322	410		
134	088		232	319	406		



No.	西暦	年紀	月日	条 文
67	1489	長享03	0800	七間五間両御厩条々
68	1489	延徳01	1219	殿中見物禁制事
69	1490	延徳02	0227	御公物納所勘定事
70	1490	延徳02	0326	入質子息等
71	1491	延徳03	0719	聞出地停止望事
72	1491	延徳03	0913	堺目相論余地余得事
73	1491	延徳03	1113	蒙御勘気仁事
74	1492	延徳04	0300	豊前国中悪銭事
75	1492	延徳04	0502	諸人被官公役事
76	1492	延徳04	0600	於築山築地上見物制禁事
77	1493	明応02	1200	御前陪膳并御剣役事
78	1495	明応04	0808	長門国府一二宮神事条々
79	1495	明応04	0800	養子事
80	1495	明応04	0800	喧嘩事
81	1495	明応04	0800	蒙御勘気輩事
82	1496	明応05		十月会町禁制
83	1513	永正10		公用催促使節日別雑事事
84	1513	永正10	0220	公用催促事
85	1513	永正10	0220	城誘事
86	1513	永正10	0220	寺社半済米催促事
87	1513	永正10	0828	寺社徳政事
88	1518	永正15	1014	撰銭売買米事

一連番号	頁	毛利	永田	多賀	近藤	布施	行海
135~137	089		233	320	406		
138	089	133	238				
139	090		234	320	407		
140	090		234	320	407		
141	091	134	236	321	409		
142	092	133	236	321	409		
143	092	134	257	331			
144	093		240	322	410		
145	095	135	235	321	408		
146	096	135	241	323			
147	096	137	257	331			
148~153	097	137	258	331			
154	098	138	258	331			
155	099	140	260	332			
156	100	141	261	333			
157~159	100		242	323	412		
160~162	102					522	618
163	102					523	619
164	103					523	619
165	104					523	619
166	104					506	604
167	105					529	624

No.	西暦	年紀	月日	条 文
89	1519	永正16	0201	被官諸人子息進退事
90	1521	永正18	0202	某寺法度
91	1521	永正18	0513	追放逃走之科人自由立婦以子孫為傍輩被官事
92	1521	永正18	0513	以科人子孫自由為被官郎従事
93	1521	永正18	0513	濫吹之仁逃出後立婦自由横行事
94	1522	大永02	0113	喧嘩事
95	1522	大永02	0600	諸宗相論停止事
96	1526	大永06	0509	土民等及徳政沙汰事
97	1529	享禄02	0210	過差制禁事
98	1529	享禄02		段銭以下公用条々

一連番号	頁	毛利	永田	多賀	近藤	布施	行海
168	107					506	604
169	107					505	603
170	108					516	614
171	108					516	614
172	108					516	614
173	110					514	611
174	110					504	602
175	111					530	626
176	112					521	618
177~181	112					526	622

<注>

・使用した写真帳

『大内氏掟書（大内壁書）伝本6種』一・二（写真資料273・274）

・項目名について

①「条文」とは、『中世法制史料集』の本文の上欄に掲げられた条文の事書であり、配列もこの本のとおり。

②「一連番号」とは、『中世法制史料集』での条文の一連番号。

③「頁」とは、『中世法制史料集』中で各条文の冒頭が位置する頁。

④各伝本の項目列にある三桁の数字は写真帳のコマ番号。

なお、索引の作成にはコンピューターを利用し、カード型データベースNinja3Proによってデータを処理した。